

高知市上下水道局余裕期間設定工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市上下水道局が発注する建設工事において、工期に余裕期間を設定する工事（受注者が一定の期間内で工事着工日等を選択でき、これが書面により手続き上明確 になっている工事をいう。以下、「余裕期間設定工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 余裕期間設定工事は、余裕期間を設定することが有益である工事の中から発注者が指定し、入札公告等において余裕期間設定工事（発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式）であることを示すとともに、「余裕期間設定工事に係る特記仕様書」（別紙1，2又は3）を添付して契約を締結するものとする。

なお、対象工事の選定にあたっては、施工時期の偏在（工期の終期が年度末となる工事の過度な増加など）を生じることがないように留意すること。

(工事着工日及び工期の終期日)

第3条 工事着工日等の設定は以下の方式のいずれかとし、発注者において定める。

- (1) 発注者が工事着工日を指定する方式（発注者指定方式）
- (2) 発注者が設定した余裕期間（契約締結日の翌日から工事着工期限日までの期間）の範囲内で、受注者が工事着工日を選択する方式（任意着手方式）
- (3) 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と設計書記載の工事日数をあわせた期間）の範囲内で、受注者が工事着工日と工期の終期日を決定する方式（フレックス方式）

2 工事着工日又は余裕期間は、契約締結日の翌日から起算して最大で 90 日程度とし、発注者は入札公告等においてその旨を明示しなければならない。明示する内容の例は第9条において定める。

3 任意着手方式の場合、受注者は、落札候補者の入札資格要件確認書類とともに、工事着工日を定め、工事着工日通知書（別紙4）により、発注者に通知しなければならない。また、フレックス方式の場合、受注者は、落札候補者の入札資格要件確認書類とともに、工事着工日及び工期の終期日を定め、全体工期通知書（別紙5）により、発注者に通知しなければならない。

(工事着工日の変更)

第4条 発注者指定方式において、契約締結後に工事着工日を変更する必要がある場合は、受発注者で協議の上、工事着工日を変更することができる。

2 任意着手方式又はフレックス方式において、受注者は、契約締結後に工事着工日を変更する場合は、工事着工日変更通知書（別紙6（工事着工日の前倒し）又は別紙7（工事着工日の延長））により発注者に通知しなければならない。

その場合において、受注者が工事着工日の延長により工期の変更を希望する場合は必要に応じて変更契約を行い、それ以外の場合は工期の変更は必要ないものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者が指定した工事着工日又は受注者が定めた工事着工日から工期の終期日までの期間は、発注者が定める工事期間(設計書記載の工事日数)を確保することを原則とする。

(工事着工日前の現場管理等)

第6条 契約締結日から工事着工日までの間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 契約締結日から工事着工日までの間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の配置)

第7条 契約締結日から工事着工日までの期間は、準備工事(現場事務所の建設及び測量の開始など)以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理(主任)技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(入札公告等における記載方法)

第9条 余裕期間設定工事を実施する場合は、入札公告又は指名通知書に以下の内容を記載すること。

○ 本工事は余裕期間設定工事(発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式)対象の工事である。

※発注者指定方式の場合

全体工期 : 契約締結日の翌日から完成期限まで

余裕期間 : ○日(又は契約締結日の翌日から工事着工日の前日まで)

実工期 : 工事着工日から完成期限まで

工事着工日 : 契約締結日の翌日から余裕期間を確保した日(又は令和○年○月○日)

その他詳細は、「余裕期間設定工事に係る特記仕様書」のとおり

※任意着手方式又はフレックス方式の場合

全体工期 : 契約締結日の翌日から完成期限まで

余裕期間 : ○日(又は契約締結日の翌日から工事着工期限日の前日まで)

実工期 : 工事着工期限日から完成期限まで

工事着工期限日 : 契約締結日の翌日から余裕期間を確保した日(又は令和○年○月○日)

その他詳細は、「余裕期間設定工事に係る特記仕様書」のとおり

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

余裕期間設定工事に係る特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期（実工期）の前に設定した工事（以下「余裕期間設定工事」という。）である。

1 余裕期間制度の方式

本工事は、工期に余裕期間を設定した余裕期間設定工事（**発注者指定方式**）とする。

2 定義

- (1) この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日の翌日から工事着工日の前日までの期間をいい、工事着工日とは実工期の始期をいう。
- (2) この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間であり、準備期間と後片付け期間を含んだものをいう。
- (3) この特記仕様書において「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。

3 工期の設定

- (1) 本工事の工期は以下のとおりとする。
 - 全体工期：契約締結日の翌日から完成期限まで
 - 余裕期間：〇日（又は契約締結日の翌日から工事着工日の前日まで）
 - 実工期：工事着工日から完成期限まで
 - 工事着工日：契約締結日の翌日から余裕期間を確保した日（又は令和〇年〇月〇日）
- (2) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期及び実工期とする。

4 前払金の請求

本工事の前払金については、工事着工日以降に支払手続を行うことができる。

5 CORINS への登録

受注時の登録を行う場合においては、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録するものとする。

工事期間及び技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。

6 その他

その他取り扱いについては、「高知市上下水道局余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

余裕期間設定工事に係る特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着工前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期（実工期）の前に設定した工事（以下「余裕期間設定工事」という。）である。

1 余裕期間制度の方式

本工事は、工期に余裕期間を設定した余裕期間設定工事（**任意着手方式**）とする。

2 定義

- (1) この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日の翌日から工事着工期限日の前日までの期間をいい、工事着工日とは受注者が任意に選定した実工期の始期をいう。
- (2) この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間であり、準備期間と後片付け期間を含んだものをいう。
- (3) この特記仕様書において「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。

3 工期の設定

- (1) 本工事の工期は以下のとおりとする。
 - 全体工期：契約締結日の翌日から完成期限まで
 - 余裕期間：○日（又は契約締結日の翌日から工事着工期限日の前日まで）
 - 実工期：工事着工期限日から完成期限まで
 - 工事着工期限日：契約締結日の翌日から余裕期間を確保した日（又は令和○年○月○日）
- (2) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期及び実工期とする。

4 前払金の請求

本工事の前払金については、工事着工日（又は工事着工期限日）以降に支払手続を行うことができる。

5 CORINS への登録

受注時の登録を行う場合においては、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録するものとする。

工事期間及び技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。

6 その他

その他取り扱いについては、「高知市上下水道局余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

余裕期間設定工事に係る特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着工前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期（実工期）の前に設定した工事（以下「余裕期間設定工事」という。）である。

1 余裕期間制度の方式

本工事は、工期に余裕期間を設定した余裕期間設定工事（**フレックス方式**）とする。

2 定義

- (1) この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日の翌日から工事着工期限日の前日までの期間をいい、工事着工日とは受注者が任意に選定した実工期の始期をいう。
- (2) この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間であり、設計書記載の工事日数以上を確保した準備期間と後片付け期間を含んだ期間をいい、工期の終期日とは受注者が任意に選定した実工期の終期をいう。
- (3) この特記仕様書において「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。

3 工期の設定

- (1) 本工事の工期は以下のとおりとする。

全体工期：契約締結日の翌日から完成期限まで

余裕期間：〇日（又は契約締結日の翌日から工事着工期限日の前日まで）

実工期：工事着工期限日から完成期限まで

工事着工期限日：契約締結日の翌日から余裕期間を確保した日（又は令和〇年〇月〇日）

- (2) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期及び実工期とする。

4 前払金の請求

本工事の前払金については、工事着工日（又は工事着工期限日）以降に支払手続を行うことができる。

5 CORINS への登録

受注時の登録を行う場合においては、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録するものとする。

工事期間及び技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。

6 その他

その他取り扱いについては、「高知市上下水道局余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

(別紙 4)

令和 年 月 日

高知市上下水道事業管理者
様

(受注者)
所 在 地

商号又は名称

代表者職/氏名

工事着工日通知書
(余裕期間設定工事・任意着手方式)

次のとおり、工事着工日を定めたので、通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	高知市
工 事 着 工 日 (実工期の始期日)	令和 年 月 日

※落札候補者の入札資格要件確認資料とともに提出すること。

(別紙 5)

令和 年 月 日

高知市上下水道事業管理者
様

(受注者)
所 在 地

商号又は名称

代表者職/氏名

全体工期通知書
(余裕期間設定工事・フレックス方式)

次のとおり、全体工期を定めたので、通知します。

なお、工期の終期日について、発注者が定める工事期間（設計書記載の工事日数）を下回る場合、又は発注者が定める完成期限を超える場合は、発注者が算定した日に従います。

工 事 名	
工 事 場 所	高知市
工 事 着 工 日 (実工期の始期日)	令和 年 月 日
工 期 の 終 期 日	令和 年 月 日

※落札候補者の入札資格要件確認資料とともに提出すること。

(別紙 6)

令和 年 月 日

高知市上下水道事業管理者
様

(受注者)
所 在 地

商号又は名称

代表者職/氏名

工事着工日変更通知書
(工事着工日の前倒し)

令和 年 月 日付けで工事着工日を通知した次の工事について、工事着工日を変更
しましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	高知市
工 事 着 工 日 (実工期の始期日)	変更前 令和 年 月 日 変更後 令和 年 月 日

※工事着工日を前倒しした場合において、工期の変更は必要ないものとします。

(別紙7)

令和 年 月 日

高知市上下水道事業管理者
様

(受注者)
所在地

商号又は名称

代表者職/氏名

工事着工日変更通知書

(工事着工日の延長)

令和 年 月 日付けで工事着工日を通知した次の工事について、工事着工日を変更しましたので通知します。

なお、工事着工日の延長に伴い、工期の変更を希望（します・しません）。

工 事 名	
工 事 場 所	高知市
工 事 着 工 日	変更前 令和 年 月 日
(実 工 期 の 始 期 日)	変更後 令和 年 月 日

※この工事着工日の延長に伴い、工期の変更を希望するか希望しないか、どちらかに○を記入してください。